

第 125 号議案

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表中 12 の項を削り、13 の項を 12 の項とし、14 の項から 39 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

39	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和 47 年東京都条例第 117 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
----	--	------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

個人番号を利用する事務及び当該事務において利用する特定個人情報に加えるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 126 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 106 の 3 の 2 の 3 の項中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同表 106 の 3 の 2 の 4 の項中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改め、同表 114 の 3 の項を次のように改める。

114 の 3	宅地造成及び 特定盛土等規制 法（昭和 36 年法 律第 191 号）第 12 条第 1 項の規 定に基づく宅地 造成等に関する 工事の許可の申 請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積 工事許可申請手数料 （1） 宅地造成又は特定盛土等を行う 場合 切土又は盛土をする土地の面 積に応じ、次に掲げる額 ア 500 平方メートル以 20,000 内のもの 円 イ 500 平方メートルを 34,000 超え、1,000 平方メー 円 トル以内のもの ウ 1,000 平方メートル 54,000 を超え、2,000 平方メ 円 ートル以内のもの エ 2,000 平方メートル 89,000 を超え、5,000 平方メ 円 ートル以内のもの オ 5,000 平方メートル 123,000 を超え、10,000 平方メ 円 ートル以内のもの カ 10,000 平方メートル 201,000 を超え、20,000 平方メ 円 ートル以内のもの キ 20,000 平方メートル 220,000 を超え、40,000 平方メ 円 ートル以内のもの	許 可 申 請 の と き
---------------	--	---	---------------------

		ク 40,000 平方メートル を超え、70,000 平方メ ートル以内のもの	275,000 円	
		ケ 70,000 平方メートル を超え、100,000 平方 メートル以内のもの	364,000 円	
		コ 100,000 平方メート ルを超えるもの	533,000 円	
		(2) 土石の堆積を行う場合 土石の 堆積をする土地の面積に応じ、次に 掲げる額		
		ア 500 平方メートル以 内のもの	18,000 円	
		イ 500 平方メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内のもの	28,000 円	
		ウ 1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メ ートル以内のもの	35,000 円	
		エ 2,000 平方メートル を超え、5,000 平方メ ートル以内のもの	54,000 円	
		オ 5,000 平方メートル を超え、10,000 平方メ ートル以内のもの	66,000 円	
		カ 10,000 平方メートル を超え、20,000 平方メ ートル以内のもの	121,000 円	
		キ 20,000 平方メートル を超え、40,000 平方メ ートル以内のもの	134,000 円	
		ク 40,000 平方メートル を超え、70,000 平方メ ートル以内のもの	163,000 円	
		ケ 70,000 平方メートル を超え、100,000 平方 メートル以内のもの	207,000 円	
		コ 100,000 平方メート ルを超えるもの	292,000 円	

別表第1の114の6の項を次のように改める。

114 の	宅地造成及び 特定盛土等規制	盛土規制法調 書 の写しの交付	A1版1通 につき	700円	交付申 請のと
----------	-------------------	--------------------	--------------	------	------------

6	法施行条例（令和6年東京都条例第36号）第5条第3項に基づく盛土規制法調書の写しの交付	手数料	A3版1通につき	300円	き
---	---	-----	----------	------	---

別表第2の1の項中「（住宅部分の外皮性能）」の次に「（基準省令第1条第1項第2号イ（1）の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）」を加え、同表に備考として次のように加える。

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）の住宅部分の手数料の額は、この表の1の項の（1）若しくは（2）又は2の項の（1）若しくは（2）に掲げる一戸建て住宅の額とする。

別表第3の1の項中「（平成28年国土交通省告示第266号）」の次に「をいう」を加え、同表2の項中「及び第12条第2項」を「又は第12条第2項」に、「又は第10条第2号イ（1）」を「又は基準省令第10条第2号イ（1）」に改め、同表6の項中「軽微な変更該当していることの証明の申請に併せて」を「申請に併せて」に改め、同表備考第1号及び第2号中「省令」を「基準省令」に改め、同表備考第3号中「（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）」を削り、同表備考第4号中「第3条第1項」を「第3条」に改め、同表備考第5号中「非住宅部分に」を「非住宅部分の一部に」に改め、同表備考に次の1号を加える。

（13） 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の2の項の（1）若しくは（2）、3の項の（1）若しくは（2）、4の項の（1）若しくは（2）、5の項の（1）若しくは（2）又は6の項の（1）若しくは（2）に掲げる

一戸建て住宅の額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 114 の 6 の項の改正規定は、令和 8 年 1 月 23 日から施行する。

（提案理由）

盛土規制法調書の写しの交付手数料を見直すほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 127 号議案

大田区ふれあいやすぬま条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区ふれあいやすぬま条例の一部を改正する条例

第 1 条 大田区ふれあいやすぬま条例（平成 18 年条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

別表運動場の項を削り、同表備考第 3 号を削る。

第 2 条 大田区ふれあいやすぬま条例の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（施設）

第 2 条 はすぬまの施設として、体育館を設ける。

別表の第 1 集会室の項から和室の項までを削る。

付 則

この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 7 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区ふれあいやすぬまの運動場、集会室及び和室を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 128 号議案

京急蒲田駅西口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

京急蒲田駅西口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

京急蒲田駅西口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 17 年条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「50 センチメートル」を「地区整備計画に定める A 地区（以下「A 地区」という。）においては 50 センチメートル以上、地区整備計画に定める B 地区（以下「B 地区」という。）においては当該地区整備計画に定めるところにより 2 メートル又は 3.5 メートル」に改める。

第 7 条第 1 項中「建築物の高さは」を「A 地区においては、建築物の高さは」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項及び第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 B 地区においては、建築物の高さは、80 メートル以下でなければならない。

第 11 条第 1 項第 3 号中「第 7 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項若しくは第 2 項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

京急蒲田駅西口地区地区計画の変更に伴い、建築物の壁面の位置の制限及び高さの最高限度に関する規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 129 号議案

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 130 号議案

大田区子ども家庭支援センター条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区子ども家庭支援センター条例等の一部を改正する条例
(大田区子ども家庭支援センター条例の一部改正)

第 1 条 大田区子ども家庭支援センター条例（平成 14 年条例第 30 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「及び定期利用保育事業」を削る。

第 4 条第 3 項を削る。

第 5 条第 4 項中「又は定期利用保育事業」を削り、同条第 5 項を削る。

第 6 条第 2 項中「又は定期利用保育事業の利用（以下この条、第 10 条及び第
11 条において「保育の利用」と総称する。）」を「の利用」に改め、同項第 5
号中「保育の」を削る。

第 7 条第 8 項及び第 9 項を削る。

第 8 条中「及び第 8 項の保育料並びに」を「の保育料及び」に改める。

第 10 条中「保育の利用の承認」を「一時預かり事業の利用の承認」に、「保
育の利用を」を「利用を」に改め、同条第 1 号中「保育の」を削り、同条第 3
号中「事故」を「事情」に改め、「保育の」を削る。

第 11 条中「使用者又は保育」を「使用者又は一時預かり事業」に、「使用又
は保育の」を「使用又は」に改める。

第 2 条 大田区子ども家庭支援センター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大田区キッズな条例

第1条第1項を次のように改める。

こども及び家庭を対象とした子育てに関する支援を行うことにより、こどもの健全な育成に寄与するため、大田区キッズな（以下「キッズな」という。）を設置する。

第1条第2項及び第2条中「センター」を「キッズな」に改める。

第3条中「センター」を「キッズな」に、「子ども」を「こども」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1） 地域子育て支援拠点事業

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、同条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の関係法令等に基づき、」に改め、同号を同条第5号とする。

第4条の見出しを「（利用者の資格等）」に改め、同条第1項中「センターを使用することができる」を「キッズな（次項及び第3項に規定するものを除く。）を利用できる」に改め、同条第2項中「利用することができる」を「利用できる」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 子育てひろばを利用できる者は、区内に在住する3歳以下の児童及びその保護者とする。ただし、区長が別に定める場合は、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

- 4 一時預かり事業を利用しようとする者は、区長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

第5条を削る。

第6条の見出し中「使用又は」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第5条とする。

第 7 条の見出し中「使用料及び」を削り、同条第 1 項から第 5 項までを削り、同条第 6 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 7 項中「第 5 条第 4 項」を「第 4 条第 4 項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条を第 6 条とする。

第 7 条の 2 中「（以下「利用時間」という。）」を削り、「別表第 4」を「別表第 3」に改め、同条を第 7 条とする。

第 8 条の見出し中「使用料、」を削り、同条中「第 7 条第 1 項の使用料、同条第 6 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 9 条（見出しを含む。）中「使用料、」を削る。

第 10 条の見出し中「使用又は」を削り、同条中「使用若しくは」を削り、同条第 1 号及び第 3 号中「使用又は」を削る。

第 11 条の見出し中「使用权又は」を削り、同条中「使用者又は」及び「使用又は」を削る。

第 12 条及び第 13 条を削り、第 14 条を第 12 条とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 1 条、第 2 条関係）

名称	位置	施設名
キッズな大森	大田区大森北四丁目 16 番 5 号	子育てひろば（相談室、地域活動スペース、情報交流コーナー） 一時保育室
キッズな蒲田	大田区西蒲田七丁目 49 番 2 号	子育てひろば（相談室、地域活動スペース、情報交流コーナー）
キッズな洗足池	大田区上池台二丁目 35 番 18 号	子育てひろば（相談室、地域活動スペース、情報交流コーナー）
キッズな六郷	大田区仲六郷二丁目 44 番 11 号	子育てひろば（相談室、地域活動スペース、情報交流コーナー） 一時保育室

別表第 2 を削る。

別表第 3 中「第 7 条関係」を「第 6 条関係」に改め、同表を別表第 2 とする。

別表第4中「第7条の2関係」を「第7条関係」に改め、同表を別表第3とする。

(大田区キッズな条例の一部改正)

第3条 大田区キッズな条例の一部を次のように改正する。

別表第1キッズな大森の項中「大森北四丁目16番5号」を「大森北四丁目6番7号」に改め、同表キッズな蒲田の項の次に次のように加える。

キッズな蒲田(一時保育室)	大田区西蒲田七丁目12番7号	一時保育室
---------------	----------------	-------

別表第1キッズな洗足池の項中「上池台二丁目35番18号」を「南千束二丁目15番1号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 規則で定める日

(2) 第3条中別表第1キッズな大森の項の改正規定 規則で定める日

(3) 第3条中別表第1キッズな蒲田の項の次に次のように加える改正規定
規則で定める日

(4) 第3条中別表第1キッズな洗足池の項の改正規定 規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の大田区子ども家庭支援センター条例（以下この項において「旧条例」という。）第5条第4項の規定により定期利用保育事業の承認を受けた者の同日前までの定期利用保育事業の利用に係る保育料の徴収その他の手続に関しては、旧条例の規定はなお効力を有する。

3 第1項第1号に掲げる規定の施行の日（次項において「施行日」という。）

前に第2条の規定による改正前の大田区子ども家庭支援センター条例第5条第4項の規定に基づきなされた申請及び承認は、この条例による改正後の大田区キッズな条例（次項において「新条例」という。）第4条第4項の規定に基づきなされた申請及び承認とみなす。

- 4 新条例の規定は、施行日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

（提案理由）

定期利用保育事業を廃止し、大田区こども未来総合センターを設置することに伴う施設の再編成及び名称変更を行うとともに、施設の位置の変更等を行うほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 131 号議案

大田区こども未来総合センター条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区こども未来総合センター条例

(設置)

第 1 条 大田区（以下「区」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定に基づくこども家庭センターが担う機能のうち特に児童虐待の重篤化予防・再発予防を行う拠点の機能を充実させることにより、こどもたちの生きる権利、育つ権利等を守るとともに、地域での健やかな育ちを支え、もって未来を創り出すこどもたちが、夢と希望を持って健やかに育つまちの実現に寄与するため、大田区こども未来総合センター（以下「センター」という。）を別表第 1 のとおり設置する。

(都区連携)

第 2 条 区は、前条の設置目的を達成するため、東京都と連携して第 4 条に規定する事務事業を推進する。

2 前項の事務事業の実施に当たっては、センターにおいて、法第 12 条第 1 項の規定に基づく施設等と連携を図ることにより、虐待の発生予防から再発予防までの支援を切れ目なく実施するものとする。

(施設)

第 3 条 センターには、別表第 1 に掲げる施設を設ける。

(事務事業)

第 4 条 センターにおいては、次に掲げる事務事業を行う。

(1) 児童虐待予防等のこどもの権利擁護に関すること。

- (2) こども及び子育て家庭の支援に関すること。
- (3) 大田区こども家庭センターの中核機関としての役割に関すること。
- (4) 法に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する相談、調査及び指導並びに通告を受けた児童及び要保護児童に関する状況の把握及び関係機関との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法その他の関係法令等に基づき、児童虐待の重篤化予防・再発予防拠点機能及び都区連携による児童虐待対応を強化するために必要があると区長が認めた事項

(使用者の資格)

第5条 センターの施設を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 区内に在住する18歳未満のこども及びその保護者
- (2) 前号に掲げる者を主たる構成員とする団体
- (3) その他区長が特別の事情があると認めたもの

(使用の申請及び承認)

第6条 センターの施設、付帯設備及び特殊器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、区長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- 2 区が施設等を使用するときは、他に優先して使用することができる。
- 3 区長は、その構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者である団体が、児童福祉の目的で区民一般に公開された講座、講演会、展示等を開催するために施設等を使用するときは、前項に規定する場合を除き、当該団体に施設等を優先して使用させることができる。

(使用の不承認)

第7条 区長は、前条第1項の規定により申請した者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) 営利を目的とする行為があると認めるとき。
- (4) その他区長が使用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第8条 施設の使用料は、別表第2のとおりとする。

- 2 付帯設備及び特殊器具の使用料は、1万円の範囲内において規則で定める。
- 3 特別に電気又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を徴収する。
- 4 前3項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。
- 5 第6条第1項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第1項から第3項までに規定する使用料を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別に理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 区長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第10条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用の承認の取消し等)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 災害その他の事情により施設等の使用ができなくなったとき。

(4) 工事その他の都合により区長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の変更制限)

第13条 使用者は、その使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第11条の規定により、使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に大田区子ども家庭支援センター条例(平成14年条例第30号)第5条第1項の規定に基づきなされた申請及び承認は、この条例第6条第1項の規定に基づきなされた申請及び承認とみなす。

(準備行為)

3 区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な

準備行為をすることができる。

別表第 1（第 1 条、第 3 条関係）

名称	位置	施設名
大田区こども未来総合センター	大田区大森西二丁目 3 番 22 号	
大田区こども未来総合センター分館	大田区大森北四丁目 16 番 5 号	会議室

別表第 2（第 8 条関係）

使用区分 施設名	午前	午後	夜間
	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時
会議室	1,800 円	2,400 円	2,400 円

備考

- （1） 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- （2） 2 使用区分以上を連続して使用する場合に限り、中間の時間（正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時まで）を使用することができる。

この場合において、それぞれ中間の時間に係る使用料は、徴収しない。

（提案理由）

大田区こども未来総合センターを設置し、その事務事業、管理等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 132 号議案

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成 26 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定
こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の
2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法
第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改
める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施
設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必
要があるので、この案を提出する。

第 133 号議案

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26
年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。